今月の納税

国民健康保険税（第4期）

納税組合を作りましょう

納税組合を生かしましょう

方城町の人口
（2月1日現在）

総人口	8.041人
男	3.876人
女	4.165人
世帯数	2.105

発行所
福岡県田川郡方城町
印刷所
文化印刷有限会社

町村の行政
簡素合理化を阻むもの

政府は中央地方を通じ行政機構の簡素能率化、行政事務運営の合理化、効率化をはかるため行政改革本部を設置し、本格的に行政改革の実施に取組むということであります。

ところが、地方公共団体のうちでも、全国からみて非常に規模の小さい町村における行政の簡素合理化については、首長が苦心をしているところであるが現実においては、財政の窮迫、人件費の増高の中で、新しい行政需要に対応するにも各種の制約を受けざるを得ないのであります。町の行政は本来の自治行政個有の事務のほか、国あるいは県の委任を受け、国政の第一線として処理している事務が極めて多い。しかも各省庁、ときには各省庁の中で各局や課から個別に縦割りの系統でバラバラに委任事務が降りてくると共に本来国において処理しなければならないもの或は国において処理すれば足りる事務、重複している事務等が非常に多く、反面これらの事務を処理するに必要な財源措置は極めて不十分であり結果は町村の超過負担となり、また町村行政を複雑化しており、町村単独で実施しようとする行政の簡素合理化を大いに阻んでいるのが実状であります。

特に本町の場合を考えて見ますと、これら悪条件の中でさらに深刻なものがあり、一般にいわれている三割自治どころではなく一割自治にも充たないのが実情であります。

今更茲で述べるまでもなく町は勿論皆さん等しく痛感している処であり、現実にその日その日をあえぎながら見捨てられたまま過ごしているのであります。

所謂自治体の自主性が全く忘れられようとしているのが現状ではないかと思うのであります。

このまま放置されればどういうことになるか、先が案じられてなりません。

このような中で行政簡素化合理化を何とか押し進めていかなければならない町の置かれている宿命をあらゆる手段方法を講じ達成する為には尚相当の日時を必要とすることが充分想像できると思います。

火の車
国保財政

方城町国保財政は昭和四十三年度にて数百万円の赤字が予想されます。その原因の第一は、昨年の一月一日から七割給付に伴い医療費が急激に殖えて、支出に対する収入の均衡がくずれ、第二は必要医療費に対する保険税率が、他市町村に比べて低い、第三は保険税を完納されてない方が多い等々が考えられます。御承知のように国保の運営は独立採算制であり収支の均衡が保たれてこそ健全な運営といえましょう。

さてこの窮迫した当町国保財政を建直すには、前述第一は町独自では解決出来ない要素が多分にあり、その点については国、又は県に対策改善を要望しますが他方、現在は治療医学から予防医学の時代ともいわれています。早期の治療、受診により医療費の軽減を計ると共に、乱受診は充分慎んで戴きたいものです。

第二は昨年保険税率の引上げで前年度にくらべ相当高くなった方もおられ苦情を丁戴しましたが、税率を引上げなければならない国保の財政事情を御理解戴きたいと思います。

四十三年度福岡県保険税一戸当り平均一二、五五〇円、方城町一戸当り平均八、五三〇円。

尚、今後の問題は各関係機関と充分検討し、その対策を考えたいと思います。

第三は保険税で、医者に医療費の一部を支払っていますが、保険税の収納が悪いとその支払いが遅れる為一年間数十万円の利子を余分に払わなければならない訳です。よく税金は各期別に納めなくて年度末に一年分をまとめて納めるからといわれる方がおられますが今後は、各納期に納めて戴くようお願い致します。まだ相当数の方々が保険税を納めておりません。火の車の国保財政を保険税完納で消し圧めて戴くようお願いいたします。

「春季火災予防運動実施」

火災予防思想の普及については、平素格別の御配慮をいただき、感謝にたえないところであります。

しかしながら、火災による被害件数は増加の傾向にあり、また火災による死者についても昨年は戦後最悪を記録し、まことに憂慮すべき状況にあります。

これから春季にかけては、気象上の悪条件のため建築物、林野火災の規模が大きくなりやすいため、消防関係者はもとより町民全員が一致協力して、火災予防体制に万全を期する必要があります。

本年も、恒例の春季全国火災予防運動を次のとおり実施することになりましたので、十分実効おさめるよう、格別の御配慮をお願いします。

実施要綱

①目的

この運動は、春季において、気象条件の悪影響によって建築物、林野火災が多発しやすく、また大災になりやすいことにかんがみ、町民の火災予防思想を一段と高揚するとともに、日常生活における適切な防火の管理に務め、もって、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を図ることを目的とします。

2統一標語

「あなたは火事の恐ろしさを知らない」

3実施期

昭和四十四年二月二十八日から三月十三日まで

4実施事項

一、旅館、飲食業等における消火設備の整備と宿泊者等に対する避難経路を表示し、従業員等による消火訓練に務めること。

二、事業所、商業、一般住宅においては、電気器具、ガス器具、油器具等の普及にかんがみ初期消火に（消火器A、B、C）等を備え付け外出時の火の元点検に務めること。

三、林野火災の原因は、人為的なものが大部分であり、とくにたき火たばこの火、火入れ、子供の火遊によるものが多く原因しています

火入れを行なう者は火入地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保　防火線の設定火入れ月日を定め、消防係まで報告、承認をうけること。

林野火災防ぎよ上の特徴として、交通及び水利が不便なこと、消火活動が困難なこと、また一町の地域にとどまらない広大な地域にわたることなど、平素の林野火災防止に務めるようお願いします。

確定申告のお知らせ

昭和四十三年中の、所得を計算して申告する所得税の「確定申告」は、**二月十六日から、三月十五日**までの間に、しなければなりません。事業税と、町民税の申告期限も、同じく三月十五日ですが、所得税の確定申告をすれば、事業税と町民税の申告をする必要がなく大変便利になっています。

税務署では、確定申告や、納税の手続きが、わからない人などのために、申告期間中税務署や、役場で申告納税の相談を行ないます。

方城町では、二月二十八日、午前九時三十分から、午後四時三十分まで、研修所で、申告納税の相談を、行ないますので、御利用下さい。申告期限の、三月十五日までに、確定申告と、納税をすまさないと、余分に加算税、または延滞税を納めなければならないので高い税金を納めることになりますから、御注意下さい。尚間違って、多く申告したときは、一ヶ月以内に税務署に申出て下さい。又申告漏れに御気付のときは直ちに修正申告をして下さい。

※漏らしやすい所得には、次のようなものがありますので御注意下さい。

副収入、貸家、貸宅地、貸地、間貸の賃貸料収入、譲渡所得、山林所得、各種手数料収入、鉱害補償収入（収入補償分）△贈与税について、昭和四十三年中財産をもらった人は、贈与税を納めなければなりません。贈与税の申告と納税の期限は、二月一日から、三月十五日までです。△源泉所得税の還付について、源泉徴収された税金が、納め過ぎになっている方の、還付申告は一月より受付けて居ります。三月に入ると納税相談のため混雑しますので早めに申告を済ませて税金の払戻しをうけて下さい。

△不審な点は、税務署または、役場税務課にお問合せ下さい。

以上

国民健康保険証の検認

国民健康保険証の有効期限は、**昭和四十四年三月三十一日**までで、それ以降は無効となりますから、次のとおり検認いたしますのでおいで下さい。

一、期日

昭和四十四年三月一日から三月三十一日まで一ヶ月間（日曜、祭日を除き土曜日は午前中

二、持参品

方城町国民健康保険被保険者証（人員に異動のある方は、印鑑持参下さい）

三、場所

方城町役場住民課

検認のない保険証は無効となりますのでお忘れないよう。尚、国民健康保険税を完納されてない方は、是非検認日までに納めて下さい

香典返し寄贈のお礼

一、昭和四十四年一月二十二日方城町大字伊方字八幡町高津勇殿の逝去により美代子氏より方城町社会福祉協議会に香典返しとして寄贈していただきました。

二、昭和四十四年一月二十九日方城町大字弁城字迫香月百合子殿の逝去により久己氏より方城町献血推進協議会に香典返しとして寄贈していただきました

以上香典返しとして有意義に使わせていただきます。

わん君退治

去る十一月十五日付本紙（野犬を追放しましょう）にて掲載しましたが犬による被害は少くありません。そこで犬の飼主の方に次の点について御協力下さる様お願いします。

一、犬の登録、狂犬病予防注射の実施。

二、犬の放し飼いを出来るだけしないで下さい。

三、犬の産前産後の管理を充分して下さい。

四、不用犬の処置（犬を捨てないで下さい。

五、犬の産児制限（犬族を殖やさないで下さい。）

野犬がふえるもとに、飼犬が子犬を生みその処置に困って子犬を捨てることから野犬となるわけですが、野犬は性格も荒く行動範囲も広く敏捷でもあるため保健所からの捕獲も（田川郡市で捕獲員は二名）思ふようになりません。町といたしましては窮余の策として、野犬退治のテストとして二月二十四日頃から三日間位いの予定で、旧倉石坑ボタ捨場周辺で、毒物による野犬の処置を実施いたします

この毒物は非常に強力にして危険な毒物ですから、飼犬、ねこ等は、絶対に放さないようにして下さい。

（実施するに当り周辺の常会長さんとの充分な連絡、打合せはいたします）降雨等の場合は、効果はありませんので、順延いたします

又、不用犬は、絶対に捨てないで役場に連絡して、その処置を、相談して下さい

月に一回不用犬の引取り日を、設けて貰うよう保健所と協議中であり、きまり次第連絡いたします。

出生、死亡、婚姻調べ！

一、出生御出産おめでとうございます。

一、出生者

重富美代　松井信鷹
村田安明　永末竜太
長谷川数好　仲村加奈
子
仲村つぐみ　松本英樹
古賀美由樹　桑野礼子

二、婚姻御結婚おめでとうございます。

一、婚姻者

桑野信雄　仲村　学
瀬川靖子　亀田よそ子
長野春夫　有吉富男
鶴我フサ子　毛利和子
麻生英司　光井　優
平塚初美　安部清美

三、死亡謹んでおくやみ申上げます。

一、死亡者

村坂ハル　久富　為
葉野芳子　松本三吉
永末吉松　松本ツヤコ
田中増治　田辺義満
松本トラ　高津　勇
片桐ミツノ　立花　光
香月百合子

新しく有権者となる方へ

あなたは選挙人名簿登録の申出は済みましたか？いま一度確めて下さい。

今度の名簿の登録は来る三月一日現在で行います。登録の申出をしなければならない人は次の通りです。

一、現在方城町に居住する満二十才以上の方で昭和四十三年十二月一日から引続いて住所を有し未だ選挙人名簿に登録されていない人。

二、特に三月一日までに満二十才（昭和二十四年三月二日以前に生れた者）になられる方は申出に洩れないように注意して下さい

ただしこの登録は申出によって始めて選挙人名簿に登載できるようになっていますので該当者の方は来る三月一日までに印鑑持参の上選挙管理委員会事務局（総務課）までおいで下さい。

尚申出をされた方は、次の期間名簿の縦覧をしますので是非確認して下さい。

◎縦覧期間
三月八日より三月十四日まで七日間
◎縦覧場所
方城町選挙管理委員会事務局

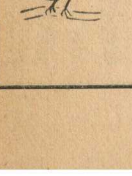

国民年金のお知らせ

年金制度はなぜ必要か！

近頃の国民生活の状況をみますと、生活環境がだんだん改善され、よい薬ができ、医療技術が進歩するにしたがって、私達日本人の寿命も驚くほど延びてまいりました。まことに結構なことです。しかし、このことは同時に日本に老人が多くなるということで、その生活の問題を考えると、寿命の延長がすぐに老人の幸福に結びつくとはいえません。やはり老人の生活保障の問題を真剣に考える必要があります。

現在、働く人（二〇才～五九才までの人）と老人（六五才との割合をみますと一〇〇人に一二人となっていますが、昭和六〇年には一〇〇人に一七人と現在のイギリスや西ドイツとほぼ同じ割合になり、昭和八〇年には実に一〇〇人に三〇人と、いままで世界のどの国においても経験しなかったような割合に達すると見込まれています。

これは、遠い将来のことと安心していることはできません。個人の老後の設計が青年期や壮年期からはじめられなければならないのと同じように、日本の老人全体の生活保障の問題もいまのうちから長期の見とおしのもとに準備しなければならないのです。

それにこれまでですと、老人の生活は、息子や嫁がめんどうをみる、いわゆる家族制度によって支えられていましたが、近頃ではこの家族制度もだんだんくずれて、夫婦と子どもだけの家族が増えてきました。

どうしても老人の生活の問題は、社会全体が考え、国でとりあげる必要が生じてきたわけです。年金制度は、その対策の中心をなす国の制度として生まれてきたものです。

また、年金制度は障害や死亡の事故があった場合にも生活保障の役割を果すものです。最近交通事故が非常に多くなっており、そのほかにも、風水害などいろいろな災害で、けがをしたり、夫を亡くしたりする不幸がひんぱんに起っています。このようなときにも自分自身の力で生活していくことを、国民全部に期待することはとうていできません。そこで社会全体の力によって、このような場合の生活を安心できるものにするためにも国が管理する年金制度というものが必要となってくるのです。

年金制度のいろいろ

公に実施されている年金制度（これを「公的年金制度」といいます。）には、国民年金のほかに、厚生年金保険、船員保険、それに国家公務員や地方公務員、公共企業体の職員、農協の職員などが加入している各種の共済組合などあわせて八種類の制度があります。

そうして、すべての日本国民は、職業によって、あるいは年令によって、どれかの年金制度に加入することとなっております。

このうち、最も多数の人が加入している年金制度はなんといっても国民年金制度で約二、一七二万人が加入しています。

次に大きな年金制度は、会社や、工場に勤めている一般のサラリーマンが加入している厚生年金保険制度で、これには約一、九九二万人が加入しており、国民年金制度と並んで、わが国の年金制度の二本柱となっております。

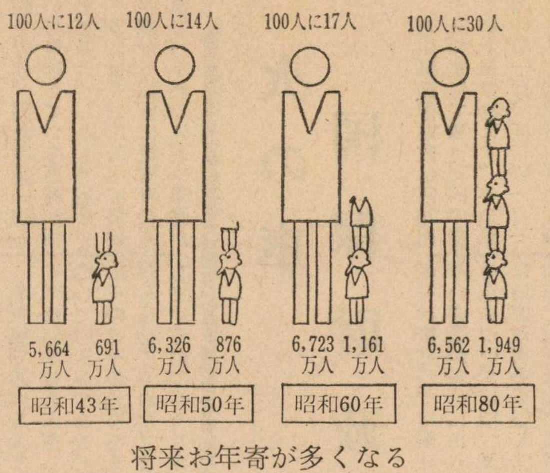

将来お年寄が多くなる

（働く人20才～59才に対する老人65才以上の割合）

国民皆年金と通算制度

わが国には、国民年金制度のほか、八種類の年金制度があって、日本国民は誰もが年金を受けることができるように必ずどれかの制度に加入することとなっていますが、その加入する制度は職業によってきまっています。

したがって、退職したり職業を変えたりしますと、加入する年金制度も、それにつれて変わることになりますから、一つの制度だけでは、将来の年金を受ける際に必要となる条件を満たせないことになります。

そこで転々と年金制度を変わっても加入していた年金制度の期間を、じゅずつなぎにつなぎあわせて、加えた期間が必要な期間になっていれば年金を支給することとしたわけで、この制度を通算年金制度といいます。

これによって、すべての人がなんらかの年金を受けることができる制度が確立されたわけです。

保険料は納期限までに

保険料は納める期限は、四月分から六月分までは七月末日、七月分から九月分までは一〇月末日、一〇月分から一二月分までは翌年の一月末日、一月分から三月分まで四月末日となっています。もし、保険料を納期限までに納めていませんと事故にあった場合に年金がもらえないことがありますから、必す納期限内に納めるようにしてください。

また、この期限内に納められない場合でも翌年の四月末日までの間はいつでも役場で納めることができますが、五月以降になりますと役場では納められなくなり、現金で納付書によって銀行か郵便局に納めることになります。

割引のある前納保険料

保険料を毎月、あるいは三か月ごとに納めることがめんどうな人、または農業などのように収穫期にまとまった収入のある人は、将来の保険料を前払いすることができます。

この方法には、印紙で納める方法と、現金で納める方法との二通りがあります いずれの場合も、一年以上の前納をしますと、その保険料には年五分五厘の割合で計算した割引があり、また、そのつど納めるという手数もはぶけることになり大変便利です。

昭和四十四年一月から、昭和四十四年一二月までの一年間分の保険料を、毎月あるいは、基準月ごとに納める場合は、その額は三、〇〇〇円（三四才以下の人）または三、六〇〇円（三五才以上の人）となりますが、これを前納しますと、その額は二、九三〇円、または三、五一〇円となります。

印紙による前納は、手帳に余白がある期間について割引された保険料額の印紙をはりつけて納めることになります。また、現金による前納は年を単位として、納付書を使用して、直接、銀行、郵便局または社会保険事務所に納めることになります。

なお、前納していた人が途中で会社などに勤めたり死亡したりしたときは、まだ経過してない期間の保険料はお返し（保険料の還付）することになっています

※二〇才～三四才まで二五〇円
三五才～六五才まで三〇〇円

国の負担と積立金

保険料を納めますと、国も、その保険料の半額を負担します。また免除になった人についても、同額を国が負担します。

これらは、すべて年金を支払う財源として積立てられています。

この積立金は将来年金として使われるまでの間、国が責任をもって運用し、その一部は加入者のために有効に利用されています。たとえば往宅、病院、会館、保育所、老人ホーム、国民宿舎などの公共福祉施設の建設費として市町村に融資されているわけです。

年金給付

老令年金

受けるための条件

保険料を納めた期間と免除をうけた期間を合わせて二五年以上ある人には、六五から死亡するまでのあいだ、老令年金が支給されます。この二五年という期間は、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年令によって次のように短縮されております。

昭和43年3月31日における年令	生年月日	老令年金の受給資格期間
52才	大 4.4.2～大 5.4.1	10年
51	大 5.4.2～大 6.4.1	11
39～50	大 6.4.2～昭 4.4.1	12～23
38	昭 4.4.2～昭 5.4.1	24
37	昭 5.4.2～昭 6.4.1	25
36	昭 6.4.2～昭 7.4.1	25
35	昭 7.4.2～昭 8.4.1	25
34	昭 8.4.1～昭 9.4.1	25

短縮される老令年金の資格期間

年金額

保険料を納めた月数に二〇〇円をかけた額と、免除をうけた月数に二〇〇円をかけた額の三分の一の額とを合わせたものが老令年金の額となります。なお、これによって計算した額が二〇、四〇〇円未満のときは七〇歳から二〇、四〇〇円の最低保障があります。

支給の繰上げ、繰下げ、老令年金を受ける資格のある人は希望によって、六〇才までの年令を繰上げて年金を受けることができますこの場合は、年金の額は減額されます。

また、年令を繰下げて受けることもできます。この場合は、年金の額は増額されます。

特別による老令年金

大正五年四月一日以前に生まれた人については、保険料を納めた期間が一年以上あり、これと保険料を免除された期間を合算した期間が、年令に応じて四年から七年以上あれば、特別による老令年金が六五才から六九才までの間支給されます。

通算老令年金

受けるための条件

国民年金の保険料を納めた期間、または免除をうけた期間が一年以上ある人が次のいずれかに該当したときは、六五才から通算老令年金が支給されます。

①国民年金の保険料を納めた期間または免除をうけた期間と、他の公的年金制度に加入していた期間を合わせた期間が二五年以上あること。

②他の公的年金制度に加入していた期間だけを合わせた期間が二〇年以上あること。

③他の年金制度から老令退職年金を受けられること。

年金額

老令年金の年金額の計算と同じ方法で計算された額です。

障害年金

受けるための条件

病気やけがをして片手や片足を切断した程度以上の障害者となり、その障害の状態が固定したとき（その状態が固定しない場合は、初めて診療を受けてから三年目とする）に保険料を納めている状況が次のいずれかの場合に障害年金が支給されます。

①最近の一年間の保険料をすべて納めていること。

②最近の三年間の保険料を納めているか、または免除をうけていること。

③保険料を五年以上納め滞納期間が三分の一以下であること。

④保険料を一五年以上納めていること。

また、病気やけがをした状態が軽くても、その後重い状態となったり、また二つ以上の軽い障害を受けても、それをあわせて一定以上の障害となる場合にも、障害年金が支給されます。

年金額

老令年金の年金額の計算と同じ方法で計算された額です。この額が六〇〇〇円未満のときは、最低保障として六〇、〇〇〇円が支給されます。また、障害の程度がとくに重い場合は、さらに一二、〇〇〇円を加えた額が支給されます。

母子（準母子）年金

受けるための条件

夫や一家の働き手である息子、父または祖父が死亡した場合、その夫等が、死亡した前日までに一定期間以上の保険料を納めている妻や祖母又は姉が一八未満（身心に障害がある場合は二〇才未満）の子や孫または弟妹と生活をしているときに、母子年金または準母子年金が支給されます。

なお、一定期間以上の保険料とは障害年金の場合と同様です。

年金額

定額で五五、二〇〇円です。また子供が二人以上いるときは二人目から一人につき四、八〇〇円を加えた額が支給されます。

遺児年金　寡婦年金　死亡一時金

受けるための条件と年金

遺児年金は、一定期間以上（障害年金の場合と同じ）の保険料を納めている両親と死別した一八才未満（身心に障害がある場合は二〇才未満）の子に支給されます。その額は老令年金と同じ方法により計算した額の半分とされていますが、三〇、〇〇〇円の最低保障があります。また子供が二人以上いるときは二人目の子供から一人につき、四、八〇〇円が助算されます。

寡婦年金は、夫が老令年金の資格がありながら、老令年金や障害年金を受けずに死亡した場合に、その夫と一〇年以上つれそった妻に、六〇才から六四才までの五年間に支給されます。

その額は、夫がうけるはずであった老令年金の額の半分です。

死亡一時金は、保険料を三年以上納めた人が、年金をもらわずに死亡したときに、その人の遺族で生前その人と一緒に生活していた人に支給されます。

その額は、保険料を納めた年数に応じて五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円の額となっています。

福祉年金

福祉年金は、国民年金制度が実施された昭和三十四年十一月一日に、すでに七〇才以上の年令の人や身体障害者となっていた人や母子家庭であった人に支給する経過的福祉年金と国民年金に加入した期間が短かくいうちに、病気やけがをしたり、夫が死亡した場合などに拠出年金を補うものとして設けられた補完的福祉年金とがあります。

この福祉年金はすべて国の費用でまかなわれていますので、本人の所得や扶養の者所得が一定以上あるときや他の公的年金給付を受けているときは受けられないことになっています。

老令福祉年金

老令福祉年金

明治四十四年四月一日以前に生まれた人が七〇才になったときに支給されます また、明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた人は、その人の年令に応じて四年から七年以上、保険料を納めた期間または免除をうけた期間があれば、老令福祉年金が支給されます。（なおこれ以外の人には老令福祉年金はありません）

年金額は、二〇、四〇〇円です。

障害福祉年金

昭和三十六年四月一日以前に、すでに身体障害者になっていたり、二〇才以前に身体障害者になっている人に支給されます。年金額は、三二、四〇〇円です。

母子（準母子）福祉年金

夫または祖父、父、兄などに亡くなられた妻または祖母、姉が、義務教育終了前や子や孫、弟妹など……

国民年金手帳を役場で保管するようになりました。

国民年金手帳は原則としては加入者自身が大切に保管しておくものですが、役場の事務改善により、役場で保管したほうが双方の利便となるので保管するようになりましたので、御協力お願い申し上げます。

なお、手帳を預った場合は必ず手帳保管証を本人に交付しますので大切に保管して下さい。保険料の納入確認はいつでも出来るようになっています。

編集後記

変りばえのしない町報にまたなつてしまいました。

今後一層努力したいと思いますが紙面一新の意味から皆さんの投稿を歓迎します建設的な御意見、地域における行事、和歌、俳句等なんでも結構です。

御協力を願います。

役場文書係まで投稿願います。